

九州支部の理事選出について

(平成 27 年 9 月 27 日 平成 27 年度第 1 回代議員会議事録)

- ・理事の選出も所属区分ごとに行い，区分①から 2 名，区分②から 1 名を選出する．
- ・理事選挙の投票は所属区分ごとに行う．投票は新たに選出された代議員が行う．

※区分とは 公益社団法人日本口腔インプラント学会 規程集にある下記の条項を指す

公益社団法人日本口腔インプラント学会 九州支部代議員選挙規程

第 6 条 本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

- (1) 区分①：歯科系大学又は医科系大学に勤務する者
- (2) 区分②：一般診療施設又は総合病院等に勤務する者